

契約見直しFAQ

Q 契約方法の見直しとは？

A 現在、シルバー人材センター(以下、センターといいます。)がお客様から仕事を請負うに当たって、センターはまず発注者と委託契約を結び、受託した仕事を会員に再委託する方式となっています。そのため会員からみますと発注者はセンターとなり、会員と本来の発注者には契約関係が生じておりません。これを、本来の発注者と会員との間で契約関係が生じる形式となるよう、契約方法を見直すものです。

Q なんで契約方法を見直すのか？

A フリーランスとして働く人々が受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスを利用することで利益を得る発注者に禁止事項や配慮義務等の規制を課すことを内容としたフリーランス法が令和 6 年 11 月施行されました。このフリーランスには、請負で就業するシルバーの会員も該当します。

現在の契約方法では発注者は形式上センターとなり、法の規制を受けるのはセンターとなってしまいうことから、今後は法の趣旨に則り本来の発注者に法律の規定されている義務を果たしてもらうため、会員と発注者との間に契約関係が生じる形式となるよう、契約方法を見直すものです。

Q 契約方法を見直すとお客様にどのような影響があるのか？

A 契約方法を見直しますと、形式的にはお客様と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わりません。ただし、今後はセンターと利用契約を結んでいただき、センターはマッチング等就業会員の選定をします。その際、会員には事前に業務の内容や報酬額等就業条件を「会員業務仕様書」により明示します。会員がその条件に同意しましたらお客様との業務委託契約が成立したことになります。

契約方法見直し後は、お客様と会員との契約関係になりますので、結果としてインボイスが交付されない契約となります。(会員との取引に係る消費税の仕入れ税額控除が出来ません。)

Q 会員はお客様と書面で業務委託契約を交わすのか？

A 会員にはセンターより会員業務仕様書を明示し、会員が同意すれば業務委託契約が成立したことになりますので、書面で契約を交わすことはありません。

Q 契約方法見直し後のセンターの役割は？

A センターの役割としましては、お客様と利用契約を締結し、お客様と会員の間に入ってマッチング等、様々な調整を行います。今まで同様、適切に対応してまいります。